

愛媛労働局では育児休業制度等に関する 相談窓口を設置しています！

★お気軽にご相談ください！

令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、令和4年4月から段階的に施行されています。これを受け、愛媛労働局では育児休業制度等に関する相談窓口を設置しています。相談窓口では、どなたからのご相談にも幅広く対応いたします。

★事業主の方、女性労働者、男性労働者、有期雇用労働者の方などからの 例えば以下のような相談に対応します。

・育児・介護休業法の改正内容について知りたい。
・子どもが生まれる社員がいるが、従業員への個別周知や意向確認はどのように行うのか？



・育児休業制度を取得したいけれど、会社にどう申出するの？
・男性が育児休業を取得しやすくなるという「産後パパ育休」とは何ですか？

★相談はこちらへ

愛媛労働局 雇用環境・均等室

(松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階)

電話番号：089-935-5222

受付時間：8時30分～17時15分（※土日祝日、年末年始を除く）

電話、来庁どちらでも相談できます。

改正育児・介護休業法 主な改正のポイント

1. 令和4年4月1日から
 - ・育児休業を取得しやすい雇用環境整備、従業員への個別周知・意向確認の措置が事業主の義務となります。
 - ・有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます。
2. 令和4年10月1日から
 - ・出生直後の時期に柔軟な育児休業を取得できるようになります（「産後パパ育休」）。
 - ・育児休業を分割して取得できるようになります。
3. 令和5年4月1日から
 - ・（労働者1,000人超えの事業主対象）育児休業取得状況の公表が義務になります。

愛媛労働局公式チャンネル (YouTube) 配信中！

5分で!!

育児・介護休業法 改正ポイント・取組ポイント

<令和4年4月1日施行部分>



10分で!!

育児・介護休業法

改正ポイント・取組ポイント

<令和4年10月1日施行部分>



愛媛労働局雇用環境・均等室



愛媛労働局では、令和4年度からYouTubeを利用した動画配信を行っています。

育児・介護休業法の改正についても、ポイントを絞った10分程度の動画で改正概要を説明しています。

今後も様々なトピックスを取り上げる予定ですので、この機会に是非チャンネル登録の上、ご視聴ください！

愛媛労働局 公式チャンネル

検索